

除雪グレーダ（4.0m級）仕様書

令和5年度

奥州市都市整備部維持管理課

概 要

この仕様書は、除雪グレーダ（4.0m級、（以下「納入機」という。））に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元及び各部構造その他を満たすほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性及び良好な操作性能を有するものとする。

納入機は、運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」にて適合するものでなければならない。なお、排出ガスの規制についても同保安基準によるものとする。

ここに明記されていない箇所については、奥州市（以下「発注者」という。）と物品供給人（以下「受注者」という。）が協議のうえ決定するものとする。

1 目 的

納入機は、降積雪時における道路交通確保を目的として、一般除雪、路面整正等の除雪作業に使用するものである。

2 納入台数 1 台

3 性 能（JCMAS T005 性能試験）

- | | |
|--|--------------|
| (1) 除雪幅 | 3.4m以上3.5m以下 |
| (2) 最大除雪高さ（新雪 $\rho=0.08\text{t/m}^3$ 、除雪速度15km/hにおいて） | 0.15m以上 |
| (3) ブレード線圧 | 20kN/m以上 |
| (4) 走行速度 | 45km/h以上 |
| (5) 運転室内騒音レベル | |

「騒音障害防止のためのガイドライン」（厚生労働省平成4年10月1日、基発第546号）第Ⅰ管理区分に準ずる。（測定方法は、JCMAS H011の機械定置時による）

4 主要諸元

- | | | |
|---------------------|--------------------|----|
| (1) 全 長 | 10,000mm | 以下 |
| (2) 全 幅 | 2,700mm | 以下 |
| (3) 全 高（黄色灯火上端まで） | 3,800mm | 以下 |
| (4) 最低地上高 | 240mm | 以上 |
| (5) 車両総質量 | 18,000kg以上21,000kg | 以下 |
| (6) 最小回転半径（最外側車輪中心） | 10.0m | 以下 |

5 車 体

(1) 機 関

形 式	水冷、ディーゼル機関
定格出力	最高速度段において（可変）160kW 以上

(2) 車軸

前車軸	油圧リーニング機構
後車軸	タンデム機構

(3) フレーム

形 式	油圧屈折式
-----	-------

(4) タ イ ヤ

形 式	スノータイヤ
-----	--------

(5) かじ取装置

形 式	全油圧式または電磁油圧式
-----	--------------

(6) 運 転 室

構 造	全鋼製密閉形
窓	（前・側面前）熱線入り （全）冬用ワイパーブレード

6 除雪装置

(1) 構 成	ブレード、サークル、ドローバ
---------	----------------

(2) 作業動力装置	油圧式、操作弁式（7系統以上）
------------	-----------------

(3) 能 力

サークル回転角度	左右各130度以上
----------	-----------

ブレード昇降範囲	地下250mm～地上250mm以上
----------	-------------------

切削角調整装置	油圧式
---------	-----

安全装置	ブレードに過大な負荷や衝撃が加わった場合、（スリップクラッチ等により）その力でサークルが自由に回転し、各部の損傷を防ぐ装置を有すること。
------	--

切刃形式	ストレート形平形刃先（JISD6101）又は準じる特殊切刃（側刃付）
------	------------------------------------

7 計 器 類

(1) 運行記録計（45km/h, 機関回転数記録, 7日計）	1式
---------------------------------	----

(2) 速度計, 機関回転計	1式
----------------	----

(3) 燃料計	1式
---------	----

- | | |
|--------------------|-----|
| (4) アワーメータ | 1 式 |
| (5) 水温計 | 1 式 |
| (6) 充電警告灯 | 1 式 |
| (7) 機関油圧計又は機関油圧警告灯 | 1 式 |

8 照明装置類

- | | |
|---------------------------------|-----|
| (1) 前部雾灯 (LED) (黄色) | 2 灯 |
| (2) 黄色灯火 (散光式 LED) | |
| (運転室上部前方) 運転席室内パイロットスイッチ付 | 1 灯 |
| 全幅550mm (6ユニット) 以上 | |
| (運転室上部後方) 運転席室内パイロットスイッチ付 | 1 灯 |
| 全幅1,100mm (14ユニット) 以上 | |
| (3) 作業灯 (LED) (白色) | |
| (運転室上部前後方) (運転席室内パイロットスイッチ付) | 2 灯 |
| (運転室前方下部左右) (運転席室内パイロットスイッチ付) | 2 灯 |
| (作業機フレーム中央左右) (運転席室内パイロットスイッチ付) | 2 灯 |
| (後方) (運転席室内パイロットスイッチ付) | 2 灯 |

9 カメラ

- | | |
|---|-----|
| (1) 取付数 : 5 台 (前方左右側面・後方左右側面・後方) | 1 式 |
| (2) 電 源 : DC12Vもしくは24V | |
| (3) 動作温度 : -25℃～50℃ | |
| (4) その他 : 運行に際し十分な強度を有し、着雪防止等の適切な対策を講じること | |
| : 取付位置 (前方左右アンダーミラー付近・運転席上部後方左右・車両後方中央) | |
| : カメラ本体にシャッター付 (後方カメラは除く) | |
| (運転室内に各カメラのシャッター開閉スイッチ取付) | |

10 モニター

- | | |
|---------------------------|-----|
| (1) 画面サイズ : 7 インチ以上 (カラー) | 1 式 |
| : モニター 3 台 | |

※モニター表示画面

(前後進シフトレバーにより前方左右側面用と後方左右側面用に切替かつ、スイッチ単体で前方左右側面用と後方左右側面用切替とし、後方モニターは単独とする)

- | |
|---------------------|
| (2) 動作温度 : -10℃～50℃ |
|---------------------|

(3)その他：振動等により損傷しないこと

：運転室内前方に取付け、オペレータの視界を妨げないこと

11 付属装置及び付属品

11-1 車両総重量に含むもの

(1) バックブザー（後方 1 mにおいて、音圧80dB(A)以上）	1 式
(2) カーヒータ（温水式、デフロスタ付、エアコン付）	1 式
(3) ウインドウォッシャー前・後（電動式）	1 式
(4) 床マット	1 式
(5) バッテリースイッチ	1 式
(6) AM／FMラジオ	1 式
(7) けん引装置	1 式
(8) 車輛反射シール（車輛後部）	1 式
(9) 標識版（300mm×550mm以上、文字記入 除雪車）	1 式
(10) シャッターブレード	1 式
(11) ドライブレコーダー（200万画素以上）	1 式

11-2 車両総重量に含まないもの

(1) 標準付属工具	1 式
(2) 取扱説明書	1 式
(3) 部品表（パーツリスト）	1 式
(4) 履歴簿	1 式
(5) タイヤチェーン（亀甲型チタン製）	1 式
(6) けん引用ロープ（10m）	1 式

12 塗 装

納入機は、国土交通省建設機械塗装基準による。

13 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、更に車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総重量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

14 保 証

納入後 1 箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理をおこなわなければならない。ただし、製作会社等が別に定める保証期間が 1 箇年以上にわたる場合はそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無料修理を行なわせることがある。

15 納期

令和 6 年 3 月 30 日

16 納入場所

奥州市衣川古戸64番地 4 地内

17 その他の事項

17-1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない

17-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

- (1) 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱いについて（昭和55年 6 月 5 日付け、建設省機発第 473号(以降の改正分を含む)）」に準じるものとする。
- (2) 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐え得るよう取付部分に必要な補強を行なうものとする。

17-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務付けられた図書に使用する言語は、日本語とする。

17-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行なうものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。ただし、これによりがたい場合は発注者の指示を受けるものとする。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税、納入及び登録に係る一切の費用（自動車損害賠償責任保険料、リサイクル料及び自動車重量税は除く。）を含むこと。落札者のみ、入札額の内訳を後日提出することとする。

17-5 文字等の表示

- (1) 本体部両側部に表示（詳細は別途指示）

『管理番号』

『奥州市』

『奥州市章』

『除雪グレーダ』

『国交省交付金除雪機械』

- (3) 『メーカー名』及び『形式』、『品番』の表示 小さく数箇所に表示（詳細は別途協議）

- (4) その他『接近注意』等の表示 数箇所に表示（詳細は別途指示）

- (5) 仕様書に記載のない事項及び機械形状等により、文字位置・寸法及び表示箇所等の変更が必要な場合については、発注者と協議の上で変更できるものとする。

17-6 提出資料について

- (1) 製作着手前に次の内容の納入計画書を提出する。

- ① 担当者一覧表（社内体制）
- ② 納入工程表
- ③ 製作仕様書

- (2) 建設機械履歴簿には、以下の必要事項を記入するものとする。

- ① 規格、形式（メーカー呼称）及び主仕様
- ② 機械本体とエンジンの製作会社名、製造番号

- (3) 次に示す写真を提出するものとする。なお、サイズはカラー・サービス版とする。

- ① 車輛履歴簿写真（車輛の前後，左右両側面） … 2 部
- ② 検収写真（車輛の前後，左右両側面，付属品） … 2 部